

各 位

入札・契約制度の改正について（お知らせ）

八戸市では、入札における公平性・透明性・競争性のさらなる向上を図るため、本年4月1日から次のとおり入札・契約制度を改正することとしましたので、お知らせします。

1 改正内容

(1) 条件付き一般競争入札を実施します

これまでの「制限付き一般競争入札」と「簡易型一般競争入札」を一本化して、「条件付き一般競争入札」となります。（※詳しくは「八戸市条件付き一般競争入札要領」をご確認ください）
なお、条件付き一般競争入札では、これまでの簡易型一般競争入札と比較した場合、次のとおり対象工事が拡大されます。

[現行（簡易型一般競争入札）] ①土木・電気・管工事：900万円以上5億円未満 ②建築工事：1,800万円以上5億円未満 ③舗装工事：1,000万円以上5億円未満	➡	[改正（条件付き一般競争入札）] ①土木工事：400万円以上 ②土木工事を除く全ての工事：500万円以上
--	---	--

(2) 一般競争入札が予定価格の事後公表対象となります

これまで、予定価格の事後公表は指名競争入札のみが対象でしたが、一般競争入札も事後公表の対象となります。

(3) 低入札価格調査制度の対象工事の金額を引き上げます

低入札価格調査制度の対象工事の金額を、次のとおり引き上げます。

[現行] 予定価格が5,000万円以上の工事	➡	[改正] 予定価格が7,500万円以上（建築工事については1億円以上）の工事
---------------------------	---	---

2 改正実施日 平成28年4月1日

今回の改正は、平成28年4月1日以後に公告又は指名通知をする入札に適用となります。
（※同年3月31日までに公告・指名通知した入札は、なお従前の例によります）

【例】平成28年3月31日以前に公告された、低入札価格調査対象となるA土木工事（予定価格5,400万円）の競争入札において、調査基準価格を下回る金額で落札者となったB社。



平成28年4月1日以後に公告される、低入札価格調査対象となるC土木工事（予定価格8,100万円）の競争入札において、調査基準価格を下回る金額でB社が入札した場合、上記A土木工事の引渡しが完了していない時は、基本的判断基準を満たしていないとしてB社は失格となります。

【問い合わせ先】

八戸市財政部契約検査課 工事契約グループ
TEL 0178-43-2111（内線 3455、3456）